子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、18歳 までの子どものいる世帯に対し「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給する。

補正予算額 2,078,408,000円

1 給付金支給の対応方法

当初、国の想定では臨時特別給付金は、現金とクーポン券の5万円ずつ計10 万円を支給することとされていた。その後、すべて現金給付でも可とする等、各 自治体の判断に委ねられたため、給付金のすべてを現金給付とし10万円を一括 給付とする。

- 2 給付金の内容
 - (1) 給付金対象者 令和3年9月30日(基準日)に住民票がある 平成15年4月2日以降に生まれた児童
 - ※(児童手当(本則給付)受給者もしくはそれに準ずる 支給対象者)
 - (2) 給付対象者数 37,386 名 (令和3年9月末現在の見込み数)

(内訳) ①中学生以下

33,446名

②16歳から18歳 3,940名

(3) 事業経費等 2,078,408 千円(全額国庫負担(10/10))

(内訳) 事業費分 2,066,300 千円

- ①中学生以下 @50,000×33,446 名=1,672,300 千円
- ②16 歳から 18 歳 @100,000×3,940 名=394,000 千円

事務費分 12,108 千円

3 区民への周知

対象者へ、案内を送付するとともに、区のホームページに掲載し、区民周知を図 る。

4 スケジュール

令和3年12月28日 給付対象者「①中学生以下」の内、児童手当支給者は一括 で10万円給付

給付対象者「①中学生以下」の児童を養育する公務員世帯 令和4年1月初旬

と「②16歳から18歳」の児童を養育する世帯に対し給付

金申請の案内を送付

1月下旬 給付金申請書を受領後、内容確認の上10万円を一括給付